

始めよう！緑のカーテン

◎節電しよう！ゴーヤー苗プレゼント

日時 5月9日(土)午後2時～

場所 アビスタ前広場(手賀沼公園入口)

配布数 200本(1人2本まで、先着順で随時配布。無くなり次第終了)

※ゴーヤーの育て方・緑のカーテンの作り方・緑のカーテンコンテストの案内あり

※人と人との間に適度な距離をとり、消毒液を設置します。

◎緑のカーテンコンテスト 作品募集

期間 7月15日(水)～8月31日(月)

審査方法 写真と効果のコメントを参考にします。詳しくは広報あびこ7月1日号(予定)でお知らせします。

☎ エコライフあびこ・深山☎7181-5036、手賀沼課☎7185-1484



▲令和元年度 一般市民部門 最優秀賞(川村恒夫さん)

すこやかちゃん



庄司 明日香ちゃん
(寿・1歳2カ月)

お歌☆お外大好き♡いつもニコニコの明日香♡これからも素敵な笑顔で元気に育ってねえ！



齊藤 風花ちゃん
(根戸・1歳3カ月)

いつも笑顔の風花♡どんな時もかざはなの発想で乗り越えよう☆兄は本当に風花LOVEです♡

5月は「さわやか環境月間」

清潔で安全・快適なまちにしよう！

◎歩きたばこは禁止

道路など公共の場所での歩きたばこは、市内全域で禁止です。各駅周辺の重点地区では、違反者に2万円以下(当面2000円)の過料が科せられます。

◎犬のふんは持ち帰ろう

飼い犬を散歩する時は、ふんの処理用具を携行し、犬がふんをした時は、直ちに処理しなければなりません。放置すると2万円以下(当面2000円)の過料が科せられます。

◎ポイ捨てはやめよう

駅前広場・幹線道路・空き地など

へのごみのポイ捨てが後を絶ちません。1つのごみが他のごみを呼び、ごみの山となってしまいます。自分が出したごみは持ち帰り、ポイ捨てはやめましょう。

◎自動販売機の適正利用

自動販売機設置業者は条例に基づき、空き缶などのポイ捨て防止のため、自動販売機横に回収容器を設置しています。家庭ごみなどを投入しないよう皆様のご協力をお願いします。

☎ クリーンセンター☎7187-0015

5月は「自転車安全利用推進強化月間」

～自転車を安全に利用しましょう～

環境に優しく、手軽で身近な交通手段の自転車。しかし、運転する人のルール違反やマナーの悪さなどが重大な事故の原因となります。令和元年中に自転車に関係した事故は市内で58件発生し、市内全体の交通事故件数280件に対して約21%を占めています。自転車事故防止のため、ルールを再確認し、安全な利用をお願いします。

◎自転車の安全利用の推進

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの順守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車乗車中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図ります。

ちばサイクルール

自転車に乗る前のルール	自転車に乗るときのルール
自転車保険に入ろう	車道の左側を走ろう
点検整備をしよう	歩いている人を優先しよう
反射器材を付けよう	傘さし・スマホ使用などの「ながら運転」はやめよう
ヘルメットをかぶろう	交差点では安全確認をしよう
飲酒運転はやめよう	夕方からライトをつけよう

◎自転車運転者講習制度

3年以内に2回以上自転車運転中に危険なルール違反をした場合、「自転車運転者講習」の受講が義務付けられています。

制度の流れ 危険行為を3年以内に2回以上反復→受講命令(県公安委員会)→講習の受講(3時間6000円)※受講命令を受け、3カ月以内に受講しない場合は5万円以下の罰金

講習の対象となる危険行為14項目 ①信号無視 ②通行禁止違反 ③歩行者用道路での車両の徐行義務違反 ④通行区分違反(自転車では車道の右側や道路右側の路側帯を通行) ⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害 ⑥遮断踏切立ち入り ⑦交差点優先車妨害など ⑧交差点安全進行義務違反など(直進車や左折車への通行妨害) ⑨環状交差点安全進行義務違反など ⑩指定場所一時不停止など ⑪歩道通行時の通行方法違反(歩行者を優先せず、ルールを守らない) ⑫制動装置(ブレーキ)不良自転車運転 ⑬酒酔い運転 ⑭安全運転義務違反(ハンドル・ブレーキなどを確実に操作せず、他人に危害を及ぼすような速度・方法で運転する)

◎自転車保険に加入しましょう

自転車事故で相手にけがを負わせた場合、運転者が未成年者・高齢者を問わず高額な賠償責任を負うことがあります。万が一の事故に備え、自転車保険に加入しましょう。各保険会社で取り扱う損害賠償保険や自転車安全整備店で取り扱うTSマーク付帯保険(1年間有効)などがあります。

種別	TSマーク(青)	TSマーク(赤)
傷害補償	入院15日以上 1万円 死亡・重度後遺障害(1~4級) 30万円	入院15日以上 10万円 死亡・重度後遺障害(1~4級) 100万円
賠償責任補償	死亡・重度後遺障害(1~7級) 限度額1000万円	死亡・重度後遺障害(1~7級) 限度額1億円
被害者見舞金	-	入院15日以上 10万円

☎ 市民安全課・内線485、我孫子警察署☎7182-0110

5月は「消費者月間」

豊かな未来へ～「もったいない」から始めよう！～

食品ロス削減には、消費者が「もったいない」という考えのもと、必要な量だけ購入して食べることや、自らの日々の消費が現在・将来の社会や環境につながっていることを意識することが大切です。市では、消費生活講座・消費生活相談などにより、啓発活動や消費者被害の未然防止に努めています。

◎消費生活に関する相談 消費生活センター☎7185-0999(相談専用)※平日、第2・4土曜日午前10時～午後5時30分(祝日・年末年始を除く)

☎ 消費生活センター☎7185-1469

5・6月は「赤十字運動月間」

日本赤十字社千葉県支部は「災害からのちを守る赤十字」として、災害発生時の医療救護活動や救援物資の配布、平時には命を救う救急法などの講習会や防災・減災活動の普及、ボランティアの育成など、人道的活動に取り組んでいます。

これらの人道的活動は、国や県か

らの公的資金によらず、皆さんからお寄せいただく活動資金によって支えられています。赤十字活動資金へのご協力をお願いします。

☎ 社会福祉課・内線649



エコルック推進期間

地球温暖化対策・省エネの推進のため、5月1日～10月31日までを「エコルック推進期間」としています。職員のエコルック(ノーネクタイ・ポロシャツなど)での勤務にご理解をお願いします。

☎ 総務課・内線232

